

御野学区回覧

健康便り

令和4年8月
No.550

「暑中お見舞い申し上げます」

会長 水口 美智子

七月二十八日、新聞誌上でコロナウイルス感染が岡山県で一千人越えで過去最多と発表されました。県内での感染者は六月末より急に増加しているとか。現在流行するウイルスはほぼオミクロン株の派生型と推計されています。

さて、愛育委員会はこんな仕事をしています。
主体活動 それぞの地域で特性に応じた活動をしています。
・声かけ訪問や、見守り活動をしています。
・子育て支援活動、親子クラブ支援、交流等

・健康づくり活動

・健康づくりに関する教室

・愛育便りの発行

・協力、共同活動

・委託活動

行政等から委託を受けて健康な町づくりを進めています

・こんには赤ちゃん事業

・生後四ヶ月までの赤ちゃん全戸訪問

・各種検診事業

・がん検診の啓発、受付業務

・健診の実施連絡事務

・保健業務のチラシ配布

・「岡山市からのお知らせ」「げんしんガイド」など各戸配布



「愛育委員会」

二プロック 愛育委員

先輩方が築いてこられた愛育の活動には、色々と学ぶ事も多々勉強になります。
六月の歯科研究生の方に実演をしていただきながらのお口の体操、大きく口を開く事の大切さ、思い出しては実行しています。
男性の参加が毎年一人か二人、不忠誠に思います。もっと参加して、お互い助け合ってくらう現代、愛育の全国大会でも「地域の人々のつながりを絶やさないよう」と述べられているちょうどに、又愛育委員の余も、皆の都合のつきやすい日時等を考えても良いかと思います。

「保健師より一言」

『マナーからルールへ』

高見 咲

受動喫煙に関する法律が改正されたことを存じですか？
受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないなくても、他の人が吸っているたばこから立ち上がる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことを言います。いずれの煙にもニコチンやタールなど、多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。そのような「望まない受動喫煙」を防止するため、健康増進法が改正されました。
二〇二〇年四月から、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへ変わっています。改正された内容は次のとおりです。

- 1、多くの施設において屋内が原則禁煙に
- 2、二十歳未満の方は喫煙エリアへ立ち入り禁止に
- 3、屋内の喫煙は喫煙室の設置が必要に
- 4、喫煙室には標識提示が義務付けに

コロナ禍で、屋内で過ごす時間が増えています。この機会に家庭での分煙や禁煙について見直してみませんか？

問い合わせ先

岡山市保健所健康づくり課

北区中央保健センター

電話 (086) 803-1265